

商 品 名	自由金利型定期預金〈M型〉
ご利用いただけるお客様	【単利型】 法人、個人。 【複利型】 個人。
預入方法	・預入方法:一括預入。 ・預入金額:1,000 円以上。 ・預入単位:1 円単位。
預入期間等	【単利型】定型方式:1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年。 満期日指定方式:1 か月超 5 年未満。 【複利型】定型方式:3 年、4 年、5 年。満期日指定方式:3 年超 5 年未満。 【共 通】定型方式は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いができません。
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
お利息	【単利型】付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行い、預入期間 2 年未満のものは満期日以降に一括して支払います。預入期間 2 年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 【複利型】付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、6 ヶ月ごとの複利計算を行い、満期日以後に一括して支払います。 【共 通】・別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、固定金利となります。尚、預金利率については窓口にお問い合わせ下さい。・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。・満期日以降のお利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率を適用します。
税 金	・個人のお利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人の場合は総合課税になります。
中途解約のお取扱	【単利型】満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 【複利型】満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヶ月ごとの複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、 電話:0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほか、(一社)全国信用金庫 協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。 (9 時～17 時、電話:03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、 当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、 電話:03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・個人場合はマル優のお取扱いができます。 ・預金保険につきましては、決済用預金に該当する無利息型普通預金・当座預金は全額保護され、それ以外の一般の普通預金、定期預金等は合算して 1 金融機関ごとに 1 預金者あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。